

傷病手当金

傷病手当金は、健康保険の被保険者が病気またはけがの療養のため、働くことができず、そのために給料をもらうことができない場合に、休業中の被保険者の生活を保障するために支給されるものです。

給付金額の計算方法について、平成27年度健康保険法改正が行われ、平成28年4月から、支給開始される前1年間の給与を基に計算された金額で支給されます。

●**支給要件**・・・次のいずれにも該当している場合に支給されます。

- ① 業務外の事由による病気やけがの療養のための休業であること
- ② 労務に服することができないこと
- ③ 労務不能の日が連続して3日間（待期期間）あること
- ④ 労務不能により報酬の支払がないこと

待期期間（労務不能日連続3日）とは

傷病手当金は休業4日目から支給され、その前の3日間の休業日は待期期間といい、連続していなければなりません。

1日休	2日休	3日出	4日休	5日休	6日出	7日休	8日休	9日出
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

★上の場合は、休業が連続して3日間ないので、不支給です。

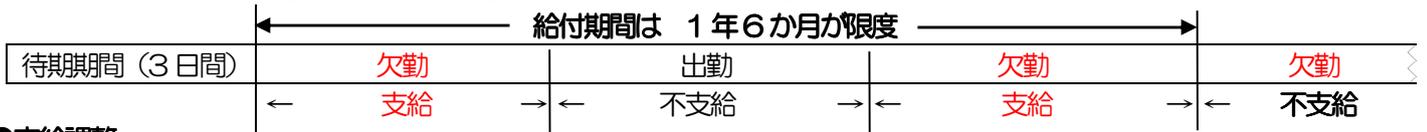
1日休	2日休	3日出	4日休	5日休	6日休	7日休	8日休	9日休
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

★上の場合は、4～6日の3日間で待期期間が完了するので、7日目から支給されます。

●**給付額（1日あたりの金額）**・・・（支給開始日以前の連続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額）÷30日×2/3

今回の改正による給付金額の変更により、例えば、定時決定により9月分から標準報酬月額が上がっていた場合は、従来より給付額が下がる結果となり、逆に下がっていた場合は平均することで給付額が高くなります。

●**給付期間**・・・同一の傷病について支給開始の日から1年6か月間が限度です。



●**支給調整**

1. 事業主から報酬が受けられるとき

傷病手当金は、報酬の全部又は一部を受けることができる者に対しては支給されません。ただし、報酬の額が傷病手当金の額より少ない場合はその差額が支給されます。

2. 出産手当金が支給されるとき

平成28年3月までは出産手当金を支給する場合、その期間については傷病手当金を支給しないことになっていましたが、平成28年4月から、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額が支給されることとなります。

3. 障害厚生年金又は障害手当金※が支給されるとき

ア. 障害厚生年金の額を360で除して得た額が傷病手当金の額より少ない場合はその差額が支給されます。

イ. 傷病手当金の額の合算額が障害手当金※の額に達するまでの間支給停止されます。

※障害手当金は、障害厚生年金3級より軽度の障害にある者に対し、一時金として支給されます。

4. 老齢又は退職を支給事由とする年金給付が受けられるとき

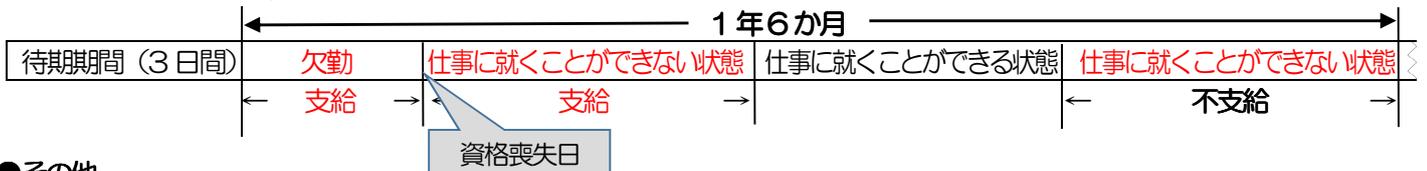
支給される年金額が傷病手当金の額に満たないときはその差額が支給されます。

●**継続給付の支給要件**

傷病手当金は、被保険者資格を喪失した後も次のいずれかに該当するときは支給されます。

- ① 資格喪失の日の前日まで連続して1年以上被保険者資格を有していた者が、傷病手当金受給中に退職し、引き続きその傷病のため就労できないとき
- ② 資格喪失の日の前日まで連続して1年以上被保険者資格を有し、報酬を受けていたため傷病手当金を全額支給停止されていた者が退職し、引き続きその傷病の療養のため就労できないとき

ただし、一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後更に仕事に就くことができない状態になっても、傷病手当金は支給されません。



●**その他**

- ・療養には、自宅静養や自費診療（保険外）の場合も含まれます。
- ・傷病の状態が労務不能であれば、家事の副業に従事した場合でも支給されます。
- ・病原体保有者が隔離収容のため労務不能であるときは支給されます。